（空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

（削る）

5・6　（略）

7　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び空港業務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の運営の改善に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部及び空港業務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空交渉官）

第百十九条　国際航空課に、航空交渉官三人を置く。

2　航空交渉官は、命を受けて、航空に関する国際協定に関する事務を分掌する。

（大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室）

第百二十一条　空港計画課に、大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室を置く。

2～5　（略）

（削る）

（空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、航空交渉官、空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官一人、航空交渉官三人並びに空港運営権企画調整官、空港機能高度化推進官、近畿圏空港企画調整官及び中部圏空港企画調整官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　航空交渉官は、命を受けて、航空に関する国際協定に関する事務を分掌する。

6・7　（略）

8　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課並びに中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室並びに空港国際業務推進官）

第百二十一条　空港施設課に、大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室並びに空港国際業務推進官一人を置く。

2～5　（略）

6　空港国際業務推進官は、命を受けて、次に掲げる事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等の建設市場への外国企業のアクセスの推進に関する施策の実施に関すること。

二　空港等の建設、改良及び維持に係る国際協力に関すること。

三　外国における空港等の建設、改良及び維持に関する調査及び資料の収集に関すること。

（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室）

第百二十二条　首都圏空港課に、成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室を置く。

2　成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　成田国際空港企画室に、室長を置く。

4　東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（空港施設企画調整官、空港保安防災企画官及び空港国際業務推進官並びに空港保安防災教育訓練センター）

第百二十二条　空港技術課に、空港施設企画調整官、空港保安防災企画官及び空港国際業務推進官それぞれ一人並びに空港保安防災教育訓練センターを置く。

2　空港施設企画調整官は、命を受けて、空港等の施設の整備に関する技術の向上に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　空港保安防災企画官は、空港等の管理のうち次に掲げる事項に関する対策のうち技術に関するものについての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

4　空港国際業務推進官は、命を受けて、次に掲げる事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等の建設市場への外国企業のアクセスの推進に関する施策の実施に関すること。

二　空港等の建設、改良及び維持に係る国際協力に関すること。

三　外国における空港等の建設、改良及び維持に関する調査に関すること。